

船舶事故調査報告書

平成26年7月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年2月28日 22時42分ごろ
発生場所	山口県下松市笠戸島西方沖 下松市所在の火振岬灯台から真方位318° 2.65海里（M）付近 （概位 北緯33° 57.7′ 東経131° 47.0′）
事故調査の経過	平成25年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 板村丸、2.2トン YG3-60197（漁船登録番号）、個人所有 9.97m（Lr）×2.48m×0.74m、FRP ディーゼル機関、154.46kW、平成元年1月19日 第280-25125号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年6月12日 免許証交付日 平成24年6月20日 （平成29年6月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	推進器翼等に曲損、船底に破口を伴う擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、いわしすくい網漁の操業を終え、船首約0.3m、船尾約1.1mの喫水により、平成25年2月28日22時37分ごろ笠戸島西方沖の亀岩付近の漁場を発進し、船長が、航海灯を表示して山立てで山口県周南市 粕島南端の三ツ石鼻付近に船首を向け、約18ノットの対地速力で手動操舵によって北西進した。 船長は、船首目標の三ツ石鼻付近に向ける場合、周南市大島半島南方沖には、下コース瀬と称する浅礁が存在することを知っていたので、いつもは広い海域に移動し、同瀬を大きく離す針路で航行していた。 船長は、本事故当時、23時の水揚げに間に合わせるため、下コー

	<p>ズ瀬に多少接近しても、長年漁師をしている経験から問題なく航行できると思い、同瀬に接近する針路で三ツ石鼻付近に向けて航行中、22時42分ごろ、火振岬灯台から真方位318° 2.65M付近において、浅礁に乗り揚げ、乗り切った。</p> <p>本船は、浸水があったので、大島半島南端に任意座礁した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>本船のGPSプロッターは、魚群探索の表示に切り替えて使用されていた。</p> <p>本船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長は、漁師の経験が長く、山立てで船位を把握していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、笠戸島西方沖を北西進中、船長が、大島半島南方沖の下コース瀬と称する浅礁が存在することを知っていたが、同瀬に多少接近しても、経験から問題なく航行できると思い、下コース瀬に接近する針路で航行していたことから、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、笠戸島西方沖を北西進中、下コース瀬に接近する針路で航行していたため、浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域であっても、浅礁を十分に離す針路とすること。